



10月から役場窓口でのキャッシュレス決済サービス開始



10月から役場窓口での諸証明発行手数料や施設利用料のお支払いに、クレジットカードやコード決済(PayPay、d払い、auPAYなど)、電子マネー(Suica、manacaなど)などのキャッシュレス決済が利用できるようになります。

対象窓口

役場住民課・税務課、笠松中央公民館、松枝公民館、総合会館
※地方税や保険料の納付にはご利用いただけません。

圃企画課 ☎388-1113



9月10日は下水道の日

～下水道への接続はお早めに～



「下水道の日」は下水道普及率が6%と他国に比べて著しく遅れていた日本の下水道の全国的な普及促進を目的として、昭和36年に下水道を所管していた建設省(現在の国土交通省)、厚生省(現在は環境省に所管変更)、日本下水道協会の前身団体が「全国下水道促進デー」として制定したのが始まりで、平成13年にはより親しみのある名称として「下水道の日」に変更されました。

笠松町の下水道事業は、家庭や事業所から出る汚水をきれいな水にして河川などへ放流する大切な事業で、下水道の整備は、町民の皆さんからの要望も強く、町としても重点事業として取り組んでおり、平成4年の供用開始以降の当町の下水道区域内普及率は、令和4年4月1日現在で約90%となりました。

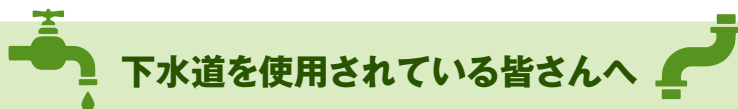


下水道は使用できる皆さん全てにご使用いただかなければ、本来の目的である生活環境・公衆衛生の向上や自然・水質の保全を達成することはできず、多額の税金や費用を使って建設した費用対効果が得られなくなってしまいます。

下水道の使用は私たちの未来に対する義務と考えていただき、供用開始区域(公共下水道が使用できる区域)内の皆さんは、速やかな下水道への接続をお願いします。



供用開始区域



- 水洗トイレでは、トイレトーパー以外の水に溶けない紙(ティッシュペーパーやウエットティッシュ)や紙おむつなどの衛生用品を流さないでください。
- キッチンでは、調理のくずや食べ残し、揚げ物の残り油などを流さないでください。

これらは、排水管の詰まりや下水道処理場の機能を低下させる原因となるばかりか、修理に多額の費用がかかる場合がありますので、適切な下水道の使用にご協力ください。

圃水道課 ☎388-1118